

# 荒廃森林緊急整備事業費補助金（人工林整備）（やまがた緑環境税事業）

1 対象品目・分野 ○林業

## 2 事業概要

管理放棄され、荒廃のおそれのある人工林の森林整備（間伐等）を行う場合、国庫補助事業に合わせ、本事業で上乗せして補助します。

## 3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等、林業を営む者が組織する団体

## 4 支援内容

### (1) 補助要件：

森林所有者と知事が森林管理に関する協定を結んだ私有林のうち、公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）及び森林整備法人が管理する森林を除く森林

### (2) 対象経費：

間伐等及びそれに必要な森林作業道の整備に要する経費

### (3) 補助率：

標準経費の32%以内を嵩上げ

### (4) 補助上限額：

国庫補助事業補助金との合計額が実行経費を上回る場合は、実行経費を上限（森林作業道については、間伐1ha当たり100m分の額を上限）

### (5) その他：

国庫補助を受ける場合、本事業も合わせて補助（申請は別途）

## 5 募集期間

### (1) 募集期間：

随時（春季から秋季追加まで申請期日を設けており、具体的な期日については、令和5年5月下旬に公表済み）

### (2) 申請書類：（様式）の入手先：

各総合支庁森林整備課

### (3) 申込み先：

各総合支庁森林整備課

## 6 問合せ先

### (1) 機関名・課名：

各総合支庁森林整備課

### (2) 担当（係）名：

里山造林担当

### (3) 電話番号：

村山総合支庁森林整備課 023-621-8152

最上総合支庁森林整備課 0233-29-1348

置賜総合支庁森林整備課 0238-35-9053

庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5525

## 森林資源再生事業費補助金（再造林支援）（やまがた緑環境税事業）

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

再造林を行う場合、国庫補助事業に合わせて本事業で上乗せして補助します。

3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等、林業を営む者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

○ 民有林のうち、公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）及び森林整備法人が管理する森林を除く森林

○ 国庫補助事業（花粉発生源対策促進事業を除く）で行う0.1ha以上の再造林

(2) 対象経費：皆伐後に再造林を行う経費

(3) 補助率：標準経費の22%又は24%相当

(4) 補助上限額：標準経費の90%の額から国庫補助事業補助金額を差し引いた額を上限

(5) その他

国庫補助事業の補助を受ける場合に、本事業も合わせて補助（申請は別途）

5 募集期間

(1) 募集期間：随時（春季から秋季追加まで申請期日を設けており、具体的な期日については、令和5年9月下旬に公表済み）

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁森林整備課

(3) 申込み先：各総合支庁森林整備課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 担当（係）名：里山造林担当

(3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8152

最上総合支庁森林整備課 0233-29-1348

置賜総合支庁森林整備課 0238-35-9053

庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5525

# 森林資源再生事業費補助金（小面積再造林支援）（やまがた緑環境税事業）

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

小面積の再造林を行う場合に、苗木購入経費を補助します。

3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等

4 支援内容

(1) 補助要件：

○ 次のいずれかに該当する民有林（公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）及び森林整備法人が管理する森林を除く）

①植栽面積が0.1ha未満

②国庫補助事業（花粉発生源対策促進事業を除く）で行う0.1ha以上の再造林

(2) 対象経費：皆伐後に再造林を行うための苗木購入経費（他事業で補助を受けた分相当を除く。）

(3) 補助率：(1) ①の場合：苗木購入経費の100%以内

(1) ②の場合：標準経費の34%相当

(4) 補助上限額：(1) ①の場合：なし

(1) ②の場合：標準経費の70%の額から国庫補助事業補助金額を差し引いた額を上限

5 募集期間

(1) 募集期間：随時（春季から秋季まで申請期日を設けており、具体的な期日については、令和5年9月下旬に公表済み）

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁森林整備課

(3) 申込み先：各総合支庁森林整備課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 担当（係）名：里山造林担当

(3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8152

最上総合支庁森林整備課 0233-29-1348

置賜総合支庁森林整備課 0238-35-9053

庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5525

# 森林ノミクスカーボンニュートラル推進事業費補助金 (間伐生産性向上対策事業)

1 対象品目・分野      ○林業

## 2 事業概要

カーボンニュートラル実現に向けて森林による二酸化炭素の吸収機能を強化するため、林業事業体等が策定する間伐の生産性向上計画に基づいて実施する搬出間伐に対する支援を行います。

## 3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等、市町村

## 4 支援内容

- (1) 補助要件：①大規模施業団地の設定(10ha以上)、②生産性向上の目標設定(3年間で1割増等)、③間伐材の50%以上を製材工場等に供給
- (2) 対象経費：間伐及びそれに必要な森林作業道の整備に要する経費
- (3) 補助率：定額
- (4) 補助上限額：間伐及び森林作業道の実行経費

## 5 募集期間

- (1) 募集期間：令和5年4月上旬～  
(募集は年間を通じて行いますが、予算額に達した時点で受付を終了させていただきます。)
- (2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁森林整備課
- (3) 申込み先：各総合支庁森林整備課

## 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課
- (2) 担当（係）名：里山造林担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁森林整備課	023-621-8152
最上総合支庁森林整備課	0233-29-1348
置賜総合支庁森林整備課	0238-35-9053
庄内総合支庁森林整備課	0235-66-5525

**森林ノミクスカーボンニュートラル推進事業費補助金**  
**(低コスト再造林システム促進事業)**

1 対象品目・分野           ○林業

2 事業概要

カーボンニュートラル実現に向けて森林による二酸化炭素の吸収機能を強化するため、主伐と再造林の一貫作業を行う林業事業者等に対して支援を行います。

3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等、市町村

4 支援内容

- (1) 補助要件：機械による伐倒・地拵えを連続して実施し、低密度(2,100本/ha以下)でコンテナ苗を植栽
- (2) 対象経費：主伐と同一時期にコンテナ苗による低密度植栽を行った場合、その主伐に係る経費
- (3) 補助率：定額（10件）
- (4) 補助上限額：195,000円/ha

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和5年4月上旬～  
(募集は年間を通じて行いますが、予算額に達した時点で受付を終了させていただきます。)
- (2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁森林整備課
- (3) 申込み先：各総合支庁森林整備課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課
- (2) 担当（係）名：里山造林担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課   0 2 3 - 6 2 1 - 8 1 5 2  
最上総合支庁森林整備課           0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 4 8  
置賜総合支庁森林整備課           0 2 3 8 - 3 5 - 9 0 5 3  
庄内総合支庁森林整備課           0 2 3 5 - 6 6 - 5 5 2 5

# 森林整備地域活動支援事業費補助金

## 1 対象品目・分野 ○林業

## 2 事業概要

集約化施業による搬出間伐などの取組みを積極的に促進するため、森林所有者及び林業事業者等による森林経営計画の作成のための合意形成や森林境界の明確化、及びこれらを進める上で必要となる既存路網の簡易な改良を支援します。

## 3 利用対象者

林業を営む者、森林所有者、森林組合、市町村等

## 4 支援内容

### ○ 森林経営計画の作成促進

- (1) 対象経費：森林経営計画の作成に必要な活動等に要する経費
- (2) 補助率：定額
- (3) 補助上限額：対象となる活動ごとに設定あり

### ○ 森林境界の明確化

- (1) 対象経費：森林境界の確認に必要な活動等に要する経費
- (2) 補助率：定額
- (3) 補助上限額：対象となる活動ごとに設定あり

### ○ 森林経営計画・森林境界の明確化に向けた条件整備

- (1) 対象経費：作業路網の簡易な改良に要する経費
- (2) 補助率：定額
- (3) 補助上限額：40,000円 / ha

※ 補助内容や詳細については、最寄りの総合支庁森林整備課へお問い合わせください。

## 5 募集期間

- (1) 募集期間：令和6年度分は令和5年5月以降に募集します。  
※令和5年度分の募集は終了
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村林務担当
- (3) 申込み先：最寄りの市町村林務担当

## 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課
- (2) 担当（係）名：普及担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8286  
最上総合支庁森林整備課 0233-29-1351  
置賜総合支庁森林整備課 0238-26-6065  
庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5537